

被用者年金一元化後の年金積立金運用について

厚生労働省

被用者年金一元化と年金積立金運用

<被用者年金一元化と積立金運用>

- ① 厚生年金の共通財源となる積立金（1階、2階部分）の運用について、厚労大臣、財務大臣、総務大臣、文科大臣が共同で基本指針を策定。
 - ② この基本指針に適合するよう、GPIF、国共連、地共連、私学事業団が、各運用主体のポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき資産構成の目標（モデルポートフォリオ）を策定。
 - ③ GPIF、国共連、地共連、私学事業団は、基本指針に適合するよう、かつモデルポートフォリオに即して、個別の管理運用方針（ポートフォリオを含む。）を作成し、各所管大臣の承認を得る。
- ◇ 平成27年10月の被用者年金一元化施行に向け、「積立金基本指針に関する検討会」（座長米澤康博早稲田大学教授）において、基本指針で定める具体的事項についての検討を行い、平成26年3月31日に報告書を取りまとめ。この報告書に基づき、積立金基本指針を制定（公布日：平成26年7月3日）
- ◇ 積立金基本指針に適合するよう、管理運用主体においてモデルポートフォリオを策定・公表（平成27年3月20日）

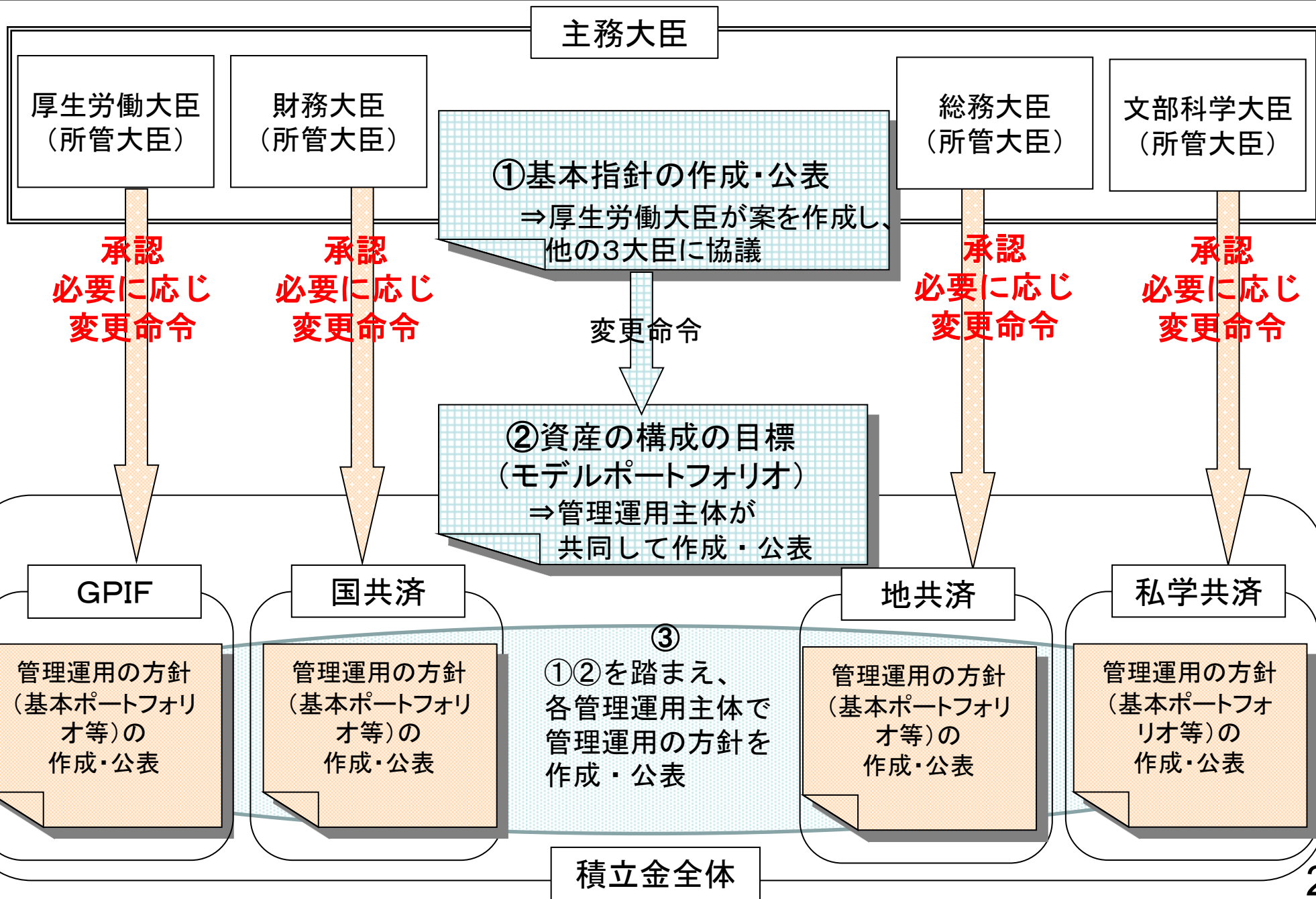
<積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）>

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	35%	25%	15%	25%
中心値範囲	上記±10%	上記±9%	上記±4%	上記±8%

（備考）

- 1 この表の数値は、短期資産を含む管理積立金全体に対する各資産の割合である。
- 2 この表において「中心値範囲」とは、管理運用主体が管理積立金の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
- 3 この表に掲げる資産（以下「伝統的4資産」という。）以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的4資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的4資産とは別に区分して管理することができる。
- 4 基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、それぞれの数値に、1から短期資産の割合を控除した割合を乗じ、小数第一位を四捨五入した数値に読み替えることができるものとする。

各主体間の権限関係(事前関与)



[所管大臣による管理運用主体の業務の改善等の仕組み]

- ① 所管大臣は、管理運用主体の積立金の管理運用状況が積立金基本方針等に適合しない場合等において、必要な措置を命ずることができる。

[管理運用主体ごとの運用状況の公表・評価の仕組み]

- ② 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、当該事業年度の業務概況書を作成・公表し、所管大臣に送付する。
 - ・業務概況書：当該事業年度における積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額等を記載。
- ③ 所管大臣は、各管理運用主体の積立金の管理及び運用の状況等について評価を行い、その結果を公表する。

[積立金全体の運用状況の公表・評価の仕組み]

- ④ 主務大臣は、毎年度、積立金の管理・運用に関する報告書を作成・公表する。
 - ・報告書：積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用状況の評価等を記載。
- ⑤ 主務大臣は、報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、所管大臣に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

各主体間の権限関係(事後関与)

※は、厚生労働大臣が案を作成し、他の3大臣に協議

